岩手県告示第777号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 7 月 11 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 282号
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 八幡平市松尾第 12 地割字時森 131 番地先から 133 番地先まで
 - イ 八幡平市松尾第1地割字小松尾 182番 22地先から星沢 177番1地先まで
 - ウ 八幡平市星沢 177番1地先から124番22地先まで
 - エ 八幡平市戸沢 125番 367 地先から5番1 地先まで
 - オ 八幡平市戸沢 125番 273 地先から谷地中 44番 77 地先まで
 - カ 八幡平市沖田表7番1地先から亦戸川原10番21地先まで
 - キ 八幡平市兄川山国有林 34 林班地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成18年7月11日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
 - イ 期間 平成18年7月11日から同年8月11日まで
- 2(1) 路線名 284号
 - (2) 供用開始の区間 一関市川崎町薄衣字大平 329番 10地先から字砂子田 159番 2地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成18年7月11日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成18年7月11日から同年8月11日まで